

伊予市暴力団排除条例

質疑応答集

平成23年10月

伊予市総務部総務課

目 次

【 総 論 】

問 1	本条例の概要は	1
問 2	本条例を制定する目的は	1
問 3	本条例の特徴は	2
問 4	全国における暴力団情勢は	2
問 5	愛媛県における暴力団情勢は	3
問 6	伊予市における暴力団情勢は	3
問 7	伊予市における暴力団排除の取組状況は	3
問 8	愛媛県内の自治体におけるこの種の条例の取組状況は	4
問 9	本条例の制定により見込まれる効果は何か	5
問 10	条例施行後、暴力団員であったことを悔い改め、更正を誓っている者が不利益な取扱いを受けたりすることはないのか	6
問 11	本条例を市民・事業者に浸透させるために、どのような措置を講じていくのか	6
問 12	暴力団対策法と本条例の関係は	6
問 13	愛媛県暴力団排除条例と本条例の関係は	7
問 14	本条例は市民に対する負担が大きい、暴力団に対して厳しく取り締まるような条例とすべきではないか	8
問 15	他にも暴力団員に対する規制を盛り込むべきではないか	8

問 1 6	条例制定に対するパブリックコメントの結果はどうか	8
問 1 7	本条例が憲法に抵触するおそれはないか	9
問 1 8	本条例が、暴力団対策法に抵触するおそれはないか	9
問 1 9	法律で規制すればよいのではないかと、 なぜ条例が必要なのか	10

【第 1 条関係：目的】

問 2 0	暴力団の排除について、 市民はどのように位置付けられるのか	10
-------	----------------------------------	----

【第 2 条関係：定義】

問 2 1	暴力団員であるかどうかは、どのように判断するのか	11
問 2 2	第 3 号の「暴力団員等」の定義において、暴力団員ではない 「暴力団準構成員」も対象とする理由は何か	12

【第 3 条関係：基本理念】

※ 逐条解説参照

【第 4 条関係：市の責務】

問 2 3	市として「暴力団の排除に関する施策」を 具体的にどのように講じていくのか	13
-------	-----------------------------------------	----

【第5条関係：市民等の責務】

- 問24 市民の市の施策への協力については努力規定、事業者については義務規定としているが、この違いは何か 14
- 問25 「事業」に「事業の準備」も含まれることとした理由は 14

【第6条関係：市の事務及び事業における措置】

- 問26 これまで、市と警察が行ってきた取組は別のものになるのか、現在の合意書の内容は条例に盛り込まないのか 15
- 問27 市が講じる「必要な措置」とは、具体的にどのようなものか 15

【第7条関係：市民等に対する支援】

- 問28 市民等に対して、条例の制定前よりも広い範囲の暴力団情報を提供することとなるのか 16
- 問29 第1項の規定と同様に、第2項でも「暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう」にするための広報活動及び啓発活動を行うことと規定した理由は 16

【第8条関係：公共施設の使用の不許可等】

- 問30 対象範囲を「公の施設」でなく「公共施設」とした理由は 17
- 問31 「地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者」とは 17
- 問32 暴力団員が公共施設で販売等を行う場合は該当するのか 18

【第9条関係：利益の供与の禁止】

問33	利益の供与の禁止について規定した第9条の概要は	18
問34	県条例と本条例の関係は（対象者・違反者への措置）	18
問35	県条例では、事業者のみを対象としていたが、 今回、本条で対象を市民等に拡大した理由は	19
問36	「暴力団の活動」とは	19
問37	「金品その他の財産上の利益」とは、 具体的にはどのようなものか	19
問38	「供与」とは	20
問39	暴力団対策法の「不当要求行為」や「不当要求行為を要求する 行為」と、県条例の「利益の供与」や「利益の供与を受けること」 との関係は	20
問40	市内の事業者が利益供与をした場合はどうなるのか	21
問41	「利益供与の禁止」について、 県条例を適用した事例があるか	21
問42	暴力団対策法の「不当要求行為」や「不当要求行為を要求する 行為」と、本条例の「利益の供与の禁止」との関係は	21

【第10条関係：祭礼等からの暴力団の排除】

問43	市主催の祭礼等の行事や共催の行事には、 どのようなものがあるか	22
-----	------------------------------------	----

【総論】

問1 本条例の概要は

(答)

「伊予市暴力団排除条例」については、平成23年第6回(9月)市議会定例会に議案を上程し、平成23年9月28日に議決されたことに伴い、同日に公布・施行しています。

この条例の骨子としては、

① 総則

- 目的(第1条)
- 定義(第2条)
- 基本理念(第3条)

② 市及び市民等の責務

- 市による関係機関及び関係団体との連携、施策の総合的な推進(第4条)
- 市民等による市の施策への協力、暴力団の排除に資する情報の市への提供等(第5条)

③ 暴力団の排除に係る市の施策

- 公共工事等の市の事務・事業からの暴力団の排除の推進(第6条)
- 市民等に対する支援(第7条)
- 公共施設の使用の不許可等(第8条)
- 祭礼等からの暴力団の排除(第10条)

④ 暴力団の排除に係る市民等の施策

- 利益の供与の禁止(第9条)

⑤ 委任(第11条)

⑥ 附則

が挙げられます。

問2 本条例を制定する目的は

(答)

本条例を制定する目的ですが、暴力団の本質は過去も現在も変わりはなく、暴力団対策法の施行や警察の強力な取締り等により暴力団組織の不透明化や資金獲得活動

の多様化・巧妙化などその傾向が益々顕著となっており、依然として「暴力団及び暴力団員」が市民に対する脅威となっています。

こうした深刻な暴力団情勢に鑑み、本条例は、暴力団排除の総合的な施策を推進するための規定を整備し、本市における健全な社会経済活動の発展に寄与することをもって、市民等の安全で平穏な生活を確保することを目的としています。

問3 本条例の特徴は

(答)

本条例の特徴ですが、「市の事務及び事業における措置」と「公共施設の使用の不許可等」の2点です。

まず1点目の、市の事務及び事業における措置については、暴力団を利することとならないよう、暴力団員等を市が実施する入札に参加させないなど必要な措置を講じるものです。

次いで2点目の、公共施設の使用の不許可等については、暴力団が本市の公共施設を利用することにより、暴力団に利益をもたらすことがないよう、必要な措置を講じるものです。

これまでの暴力団対策は「警察対暴力団」という構図で推進されてきたところですが、地域住民や地方公共団体、関係機関、事業所等の連携による、社会が一体となった暴力団対策に関する取組の充実と徹底を推進する本条例の制定により、「社会対暴力団」という時代の要請に基づいた構図に移行することから、社会全体で暴力団を孤立させる態勢が一層整備されることとなり、暴力団の活動をこれまで以上に封じ込めることができるものと考えています。

問4 全国における暴力団情勢は

(答)

全国における暴力団情勢は、平成23年1月1日現在で、指定暴力団の組織数が22団体、構成員・準構成員（以下「暴力団構成員等」という。）の合計勢力数が78,600人（前年比-2,300人）であり、そのうち構成員が36,000人（前年比-2,600人）、準構成員が42,600人（前年比+300人）となっています。

平成22年における全国暴力団構成員等の検挙人員は25,686人(前年比-817人)であり、このうち構成員の検挙人員は6,216人(前年比-560人)、準構成員の検挙人員は19,470人(前年比-257人)となっています。

問5 愛媛県における暴力団情勢は

(答)

愛媛県内における暴力団情勢は、平成23年1月1日現在で、組織数が約50団体、構成員・準構成員の合計勢力数は約900人(前年比-100人)となっています。

なお、全国では、暴力団対策法の規定に基づき22団体が指定暴力団として指定されており、県内の組織は、全て指定暴力団の傘下組織で、暴力団対策法による規制の網がかかっています。

特に県内の暴力団構成員等の約97%が山口組組員となっています。

問6 伊予市における暴力団情勢は

(答)

県内における構成員数は約900人と見ていますが、自治体別の暴力団の構成員数等については、警察の捜査に支障が生じるおそれがあるため、公表することができません。(県警察)

問7 伊予市における暴力団排除の取組状況は

(答)

暴力団排除に向けた取組ですが、暴力団を社会から排除するには、警察の取締りはもとより、市自らも、また市民・企業・行政が一体となって暴力団排除対策を強力に展開することが必要不可欠となっています。

そのような状況を受け、本市では、暴力団排除のための条例及び要綱の制定並びに組織の結成等については、

- 伊予市営住宅管理条例で入居者の資格に暴力団員でないことを明記

- 平成17年4月に「伊予市不当要求行為等防止対策要綱」を制定（同年同月施行）
- 平成18年6月に「伊予市指定管理者の指定に係る暴力団排除措置に関する要綱」を制定（同年同月施行）
- 平成18年7月に「伊予市広告掲載事業の実施に係る暴力団排除措置に関する要綱」を制定（同年8月施行）
- 平成20年10月に「愛媛県行政対象暴力連絡協議会」を県と各市町が中心となって結成

しているほか、

市の事務・事業からの暴力団排除についても、警察との間で順次

- 指定管理者からの暴力団排除に関する合意書（平成18年6月・総務課）
- 広告掲載事業からの暴力団排除に関する合意書（平成18年8月・総務課）
- 市営住宅からの暴力団員の排除に関する合意書（平成20年2月・総務課）
- 公有財産等の売払いに係る暴力団排除に関する合意書（平成23年3月・総務課）
- 物品購入等に係る暴力団排除に関する合意書（平成23年3月・総務課）

を交わして、暴力団排除に取り組んでいます。

暴力団を排除するためには、警察の取締りだけでなく、市民・企業・行政が連携協力して様々な施策を講じていく必要があります。

問8 愛媛県内の自治体におけるこの種の条例の取組状況は

(答)

愛媛県内の自治体における取組状況については、平成22年8月1日から愛媛県が愛媛県暴力団排除条例を制定し施行しています。

また、県内の市町については、県条例制定を受けて平成22年中に松山市、今治市が、平成23年6月には砥部町、愛南町が、さらに同年7月には上島町が制定しています。

さらに、他の市町も平成23年中の制定に向け取り組んでいます。

問9 本条例の制定により見込まれる効果は何か

(答)

これまでの暴力団対策は、警察の取締りとそれに連動した暴力団排除施策の推進、言うなれば「警察対暴力団」、「力対力」という構図にほかならず、いかに暴力団を力で封圧していくのかということに重点をおいていました。

しかし、昨今の暴力団の組織実態や活動実態の潜在化、不透明化、更には資金源獲得活動の多様化などを考慮すると、これまで以上の警察の取締り力に加え、地域住民・事業者・関係機関・地方公共団体などの一層の連携強化を図り、社会全体で暴力団を孤立させていく、いわゆる「官と民が協働」した「社会対暴力団」という構図にシフトし、暴力団に対抗していくことが重要となっています。

このような情勢の時代の要請を受け、平成22年8月1日、愛媛県暴力団排除条例が施行されましたが、同条例の規定は、県民、県内の事業者に対して等しく適用され、独立した対等な自治体である県内の市町の事務に関しては県条例で規定することはできないと解されています。このため、伊予市の事務・事業からの暴力団排除については市条例で規定しなければなりません。

伊予市暴力団排除条例を制定することにより、地域住民や関係機関・事業所等の連携強化に基づく社会が一体となった暴力団排除に関する取組の充実及び徹底が図られることとなり、社会全体で暴力団を孤立させる態勢が確立され、暴力団の活動を封じ込めるという効果が見込まれます。

具体的には、本条例においては、市の事務・事業からの暴力団排除をより進展させるため、

- 市の事務及び事業における措置
- 公共施設の使用の不許可等

が規定され、

- 公的資金が暴力団の手に渡ることを阻止する
- 合法的な事業所や事業主催者が暴力団との腐れ縁を断ち切ることにより資金源を断つ
- 伊予市として暴力団等反社会勢力に対する厳しい姿勢を示すことにより抑止効果が上がる

などの効果が見込まれます。

問 10 条例施行後、暴力団員であったことを悔い改め、更正を誓っている者が不利益な取扱いを受けたりすることはないのか

(答)

不利益な取扱いを受けることはありません。

本条例においては、暴力団員及び暴力団員等に対する規制のみ規定しており、暴力団をやめ、真摯に更正を誓っている者にまで規制をかけるものではありません。

問 11 本条例を市民・事業者に浸透させるために、どのような措置を講じていくのか

(答)

暴力団を社会から完全に排除するには、警察による取締りはもとより、市・市民・事業者等が総ぐるみで暴力団排除対策を強力かつ多角的に展開することが必要不可欠であります。

平成22年10月には、警察及び関係機関等が協力して、県民総ぐるみによる「暴力・銃器追放県民大会」、同年11月には、警察及び中予地区の各行政機関が集り「愛媛県行政対象暴力連絡協議会中予地区ブロック専門部会」を開催するなど、各自治体が暴力排除に向けた活動を積極的に展開しています。

市では、これら暴力排除運動に加え、警察、暴力追放推進センター等関係機関と連携し、各種広報媒体を活用した暴力排除広報を積極的に行っていく予定です。

問 12 暴力団対策法と本条例の関係は

(答)

暴力団対策法は、

- ・暴力団員による暴力的な一定の行為に対する規制

を主たる内容としているのに対し、本条例は、

- ・市や市民等が暴力団排除のためになすべきこと

を主たる内容としており、性格を異にするものですが、暴力団対策法及び本条例の究極の目的は、

- ・「市民（国民）の安全と平穩の確保」

であり、相反するものではありません。

なお、暴力団対策法が平成4年に施行されて20年近く経過しますが、暴力団勢力は約8万人と横ばい状態が続いており、一向に大きく減少する気配がありません。現在の暴力団対策法では、暴力団に対して根源的な大打撃を与えることが出来ていないと言わざるを得ません。暴力団に対して真に打撃を与えるためには、安定的・恒常的な資金源を断つことが不可欠です。

また、暴力団情勢は、地域によって異なるものでありますから、暴力団対策法による規制の趣旨は、全国一律に同一内容の規制を施すものではないので、法をカバーするため、地方の実情に応じて、条例で別段の規制を施すことは容認されています。

本条例施行後は、暴力団対策法と連動させ、効果的に運用します。

問 1 3 愛媛県暴力団排除条例と本条例との関係は

(答)

愛媛県暴力団排除条例は、県民、県内の事業者等に等しく適用となるが、独立した対等な自治体である県内の市町の事務に関して、県条例で規定をおくことはできないと解されていることから、本市の事務・事業からの暴力団の排除等は、条例で規定しなければなりません。

平成22年8月1日に施行された「愛媛県暴力団排除条例」では、

- 暴力団排除に関する基本的施策
- 青少年の健全育成を図るための措置
- 暴力団等に対する利益の供与の禁止
- 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止
- 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等
- 祭礼等からの暴力団排除
- 義務違反者に対する措置

などを柱とし、「伊予市暴力団排除条例」と相互に補完し合う形で、双方の条例とも本市に適用されます。

そこで、伊予市としては、地域性を考慮しながら、暴力団排除をより進展させるために、

- 市の事務及び事業における措置
- 公共施設の使用の不許可等

を規定しています。

問 1 4 本条例は市民に対する負担が大きいですが、暴力団に対して厳しく取り締まるような条例とすべきではないか

(答)

暴力団に的を絞った直接的な規制としては、暴力団対策法が存在しているほか、暴力団員の違法行為について、県警察において刑法を始めとした各種刑罰法規を適用し、違法行為に対して厳しく対処しているところです。

伊予市としては、本条例において市民が一体となって暴力団の排除に取り組むために必要な内容を整備しています。

問 1 5 他にも暴力団員に対する規制を盛り込むべきでないか

(答)

本条例は、暴力団の直接的な規制でなく、市民が一丸となって伊予市から暴力団を排除することを主眼としています。

なお、暴力団員の違法行為については、これまでどおり県警察において、刑法、特別法を駆使して検挙活動を行います。

問 1 6 条例制定に対するパブリックコメントの結果はどうか

(答)

平成23年8月3日から8月16日までの14日間を意見の提出期間として、パブリックコメントを実施しましたが、特に御意見はありませんでした。

〔意見の提出期間を20日未満とした理由〕

近隣自治体が歩調を合わせて条例を制定しようとする動きがあり、同時期に制定することで、条例の目的に資するとともに、更に効果を高めることができると考えました。

また、県警察からの要請もあり、平成23年9月議会定例会に上程するため、期間を短縮してパブリックコメントを実施しました。

問 1 7 本条例が憲法に抵触するおそれはないか

(答)

暴力団構成員という地位は、暴力団を脱退すればなくなるもので、社会的身分とは言えず、暴力団のもたらす社会的害悪を考慮すると、暴力団構成員であることに基づいて不利益に扱うことは、合理的差別として許されるものです。(広島市暴力団員市営住宅明渡訴訟判例(平成21.5.29広島高裁))

また、公共工事、公共施設等からの暴力団排除においても、税金の一部が暴力団組織に上納される危険があるような契約を市等が暴力団員と締結することは税金の使い道として不適切であることや、公共施設内で暴力団員が襲名披露、出所祝い、組事務所開き等の義理かけを行う場合は「暴力団組織の活動に利用される場合に該当する」ことから、本条例で規制を設けて暴力団の資金獲得活動に打撃を与える必要があります。

他方で、「営業の自由」、「集会の自由」等の基本的人権の制限になるのではないかと意見に対しては、暴力団員は、規制の対象とされたくなければ暴力団を真に離脱すればよいのであり、さらに、公共工事や公共施設等からの暴力団排除等、犯罪行為を引き起こすおそれのある暴力団を排除することは、公共の福祉の増進の観点からも憲法の基本的人権に抵触するものではないと考えています。

問 1 8 本条例が、暴力団対策法に抵触するおそれはないか

(答)

暴力団対策法は、主に暴力団の不当な行為の規制を規定してあるのに対し、本条例は市や市民等による暴力団排除の推進を規定しています。

本条例は、

- 暴力団対策法の意図する目的や効果を何ら阻害するものではないこと
- 暴力団情勢は、地域によって異なるものであるから、暴力団対策法による規制の趣旨は、全国一律に同一内容の規制を施すものではないので、法をカバーするため、地方の実情に応じて別段の規制を施すことは容認されていること(理論立ては、徳島市公安条例訴訟判例(昭和50.9.10最高裁)を参照)

を考慮すると、両者の規制内容は異なっており、究極の目的は、「市民(国民)の安全と平穏の確保」であり両者が相反するものではなく、本条例は暴力団対策法に抵触

するものではありません。

問 19 法律で規制すればよいのではないか。なぜ条例が必要なのか

(答)

暴力団対策法が施行されて20年近く経過するが、暴力団勢力は約8万人と、横ばい状態が続いており、一向に大きく減少する気配がありません。現在の暴力団対策法では、暴力団に対する根源的な大打撃を与えることが出来ていないと言わざるを得ません。暴力団に対して真に打撃を与えるためには、安定的・恒常的な資金源を断つことが不可欠です。

また、暴力団情勢は、地域によって異なるものであることから、暴力団対策法による規制の趣旨は、全国一律に同一内容の規制を施すものではないので、法をカバーするため、地方の実情に応じて、条例で別段の規制を施すことは容認されています。

【第1条関係】

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民の生活及び社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって市民等に多大な脅威を与えている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

問 20 暴力団の排除について、市民はどのように位置付けられるのか

(答)

暴力団対策は、警察のみが実施する取締り・検挙活動等と、警察、関係機関及び関係団体を含めた市民が一体となった暴力団排除活動等を両輪として推進すべきものであり、どちらがかけても、効果的な「暴力団排除活動」を推進することが困難となります。

暴力団排除活動は、これまでの「警察対暴力団」という構図ではなく、警察、関係

機関、関係団体及び市民が一体となった「社会対暴力団」という構図に移行することが重要であり、暴力団と対決する姿勢を示す上で、社会の主軸となる市民の役割は極めて重要なものになると考えられるため、本条例では、市民の責務についても規定しています。

【第2条関係】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。

問21 暴力団員であるかどうかは、どのように判断するのか

(答)

県警察に暴力団の該当性を照会し、その回答を受け判断します。

県警察においては、暴力団員に対する取締りなど、あらゆる警察活動を通じて暴力団の実態解明を推進することにより、収集した証拠を分析して総合的に判断しています。

問 2 2 第 3 号の「暴力団員等」の定義において、暴力団員ではない「暴力団準構成員」も対象とする理由は何か

(答)

「暴力団準構成員」とは、

暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの

をいいますが、「暴力団準構成員」は、暴力団の不法行為を影から支援又は扇動し、暴力団と同様、市民に脅威と不安を与えていることは明らかであるので、本条例の対象としています。

【第 3 条関係】

(基本理念)

第 3 条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が市民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民等、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

※ 逐条解説参照

【第4条関係】

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体との連携を図るよう努めるものとする。

問23 市として「暴力団の排除に関する施策」を具体的にどのように講じていくのか

(答) ～逐条解説第4条第1項にも記載

市としては、これまでも公共事業や市営住宅からの暴力団の排除等の施策を推進してきましたが、今後もこうした取組を一層強力に推進し、市の事務・事業からの暴力団の排除の更なる徹底、公共施設の使用の不許可等、伊予市からの暴力団の排除に率先して取り組むこととしています。

具体的には、

- 暴力団員による不当な行為への対処方針や対処方法に関する助言や指導
- 業種や地域の別に応じた組織的な活動を行うことについての助言や指導
- 暴力団排除活動に係る各種行事への協力や後援
- 暴力団の排除活動に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報啓発
- 地域及び職域における暴力団の排除のための活動をしている団体等に対する公共施設の貸出し

などが挙げられます。

【第5条関係】

(市民等の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図りながら取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を取得したときは、市又は警察その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

問24 市民の市の施策への協力については努力規定、事業者については義務規定としているが、この違いは何か

(答)

暴力団の排除のための市民一人ひとりの役割も極めて重要ではありますが、事業者の社会的責任の重さなどを考慮し、事業者については義務規定としています。

問25 「事業」に「事業の準備」も含まれることとした理由は

(答)

本条例では、事業者による暴力団員等への利益の供与を禁止していますが、そうした利益の供与は、事業の実施段階だけでなく、事業の具体的な計画段階など、その準備に当たってなされることが多いことから、条例の実効性を高めるために、「事業の準備」を含めることとしています。

【第6条関係】

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

問26 これまで、市と警察が行ってきた取組は別のものになるのか、現在の合意書の内容は条例に盛り込まないのか

(答)

本条例は、これまでの市と警察の取組とは別のものでなく、延長線上にあるものであり、条例が制定されれば両機関の取組を更に加速させるものとなります。

本条例は、現在の各合意書の上位規定に位置するものであり、合意書の内容は盛り込まないものの、本条例を効果的に機能させるためには、今後更に合意書の役割が重要になると考えています。

問27 市が講じる「必要な措置」とは、具体的にどのようなものか

(答) ～逐条解説第6条にも記載

市の事務・事業の相手方が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者でないことの確認や公共工事における資格停止等、暴力団を利することを防止するために行う措置の事をいいます。

市の事務・事業の中には、

- 市が行う許認可事務であるものの、欠格事由が法律によって定められ、暴力団員であることは法律上の欠格事由に該当しないもの
- 事務・事業の相手方が暴力団員であることのみをもって一律に排除することが適当ではないもの

なども考えられ、そのような場合には、暴力団の関与状況、排除の実効性等を勘案し、事務・事業ごとに必要な措置を講ずることとなります。

【第7条関係】

(市民等に対する支援)

第7条 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるとともに、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、暴力団の排除の気運を醸成する集会を開催する等、広報及び啓発を行うものとする。

3 市は、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

問28 市民等に対して、条例の制定前よりも広い範囲の暴力団情報を提供することとなるのか

(答)

従前は、市民等に対する情報提供は必ずしも徹底されていなかったが、条例制定後は、市民等が一丸となって暴力団排除に取り組んでいくことから、これまで以上に情報提供も含めた市民等への支援を進めていく必要があります。

問29 第1項の規定と同様に、第2項でも「暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう」にするための広報活動及び啓発活動を行うことと規定した理由は

(答)

具体的な相談場面等において実施する支援とは別に、市民等がより効果的に暴力団の排除に取り組めるよう、市が一般的に広く広報啓発活動を実施する必要があるからです。

【第8条関係】

(公共施設の使用の不許可等)

第8条 市長（水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）、教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者は、公共施設（市が設置し、又は管理する施設（附属施設を含む。）をいう。）が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公共施設の使用の許可について定める他の条例等の規定にかかわらず、当該条例等の規定に基づく使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。

問30 対象範囲を「公の施設」でなく「公共施設」とした理由は

(答)

公の施設とは、地方自治法第244条第1項の規定により、普通地方公共団体が、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために設ける施設をいいます。

よって、公の施設だけを規制の対象範囲とした場合、住民の利用に供することを目的としない施設等は公の施設に含まれないとされていることから、庁舎等が対象外となります。本条例の目的である暴力団の排除を推進するに当たり、これらの施設も規制対象とする必要性が認められることから、公の施設を包含したものとして「公共施設」を定義し、対象施設の範囲としています。

問31 「地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者」とは

(答)

指定管理者制度により管理を行っている法人等をいいます。

指定管理者制度については、民間の能力や経験を活用することにより、市民サービスを向上させるとともに、可能な限り競争を導入することによって、経費の節減を図るなど、効果的かつ効率的な施設管理運営を目指すことを目的として、公の施設に同制度を導入しているものです。

問 3 2 暴力団員が公共施設で販売等を行う場合は該当するのか

(答)

合法的な商業活動であっても、組織性が認められれば本条の対象となります。

【第 9 条関係】

(利益の供与の禁止)

第 9 条 市民等は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

問 3 3 利益の供与の禁止について規定した第 9 条の概要は

(答)

本条例は、市民、事業者その他市内において活動するものによる、暴力団員等に対する財産上の利益の供与の禁止を規定したものであり、暴力団の威力を利用する目的又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的での利益の供与をそれぞれ禁止したものです。

問 3 4 県条例と本条例の関係は（対象者・違反者への措置）

(答)

県条例においては、利益供与の禁止の対象者を事業者としており、違反した事業者には、調査・勧告・公表の行政措置を課しています。

本条例においては、利益供与の禁止の対象者を事業者のみでなく市民も対象としていますが、違反した事業者及び市民に対しては、行政指導の措置までは設けておらず、訓示規定としています。

問 3 5 県条例では、事業者のみを対象としていたが、今回、本条で対象を市民等に拡大した理由は

(答)

本条例においては、暴力団の排除を市民や事業者が一丸となって進めていくという趣旨や目的から、県条例より一步踏み込んで、事業者とともに個人が行う財産上の利益の供与を禁止しています。

問 3 6 「暴力団の活動」とは

(答) ～逐条解説第 8 条にも記載

暴力団の暴力団たる活動であり、違法、合法を問わず暴力団が行う活動全般をいいます。

例えば、暴力団が運営資金の獲得を目的に行う薬物の密売、暴力団員による役務の提供等が挙げられます。

問 3 7 「金品その他の財産上の利益」とは、具体的にはどのようなものか

(答) ～逐条解説第 9 条にも記載

金銭、物品、有価証券等の財物のほか、債務の免除や労務の提供等といった財産上不法の利益も含み、受ける者にとって財産的な利得がある一切のものが本条に規定する利益となります。

例えば、正規の料金で数千円の宅配代金を、暴力団員等に対して一律 5 0 0 円で請け負う行為については、外形的には「暴力団→事業者」という金銭の動きであるが、実質は「正規料金－5 0 0 円」が暴力団の利益になっているので、本条でいう利益の供与に該当します。

問 38 「供与」とは

(答)

相手方に金銭、物品等の利益を提供し取得させることをいいます。

有償か無償かは問わず、また、物々交換など相当の反対給付を伴うものであっても、これに該当します。

問 39 暴力団対策法の「不当要求行為」や「不当要求行為を要求する行為」と、県条例の「利益の供与」や「利益の供与を受けること」との関係は

(答)

暴力団対策法で規制される不当要求行為とは、暴力団員に対する利益の供与が実際にあったかどうかでなく、暴力団員が利益の供与を要求することそのものを示し、暴力団員のみを取締りの対象とし、事業者に対する取締りは規定していません。

他方、県条例では実際に事業者が利益の供与をしたり、暴力団員が、これを受けたりする行為を禁止の対象としている点で相違します。

したがって、理論上は、まず暴力団員が事業者に不当要求行為をし、それを受けた事業者が、この際、暴力団の威力を利用しようと企て、その要求に応じて暴力団員に利益の供与をし、暴力団がこれを受け取れば、その暴力団員は、暴力団対策法の不当要求行為の禁止と、県条例の利益の供与を受けることの禁止（行政措置）の両方に違反することとなり、事業者は県条例の利益供与の禁止（行政措置）のみの違反となります。

また、実務上暴力団対策法が適用されるのは、利益の供与をする事業者側が、要求行為の被害者となる場合のみであり、いわゆる共生者のような暴力団に積極的に資金提供しているような場合は一切適用されていません。

県条例では、こうした暴力団対策法で規制できない利益供与を規制し、カバーする目的もあります。

問 4 0 市内の事業者が利益供与をした場合はどうなるのか

(答)

市内の事業者が利益供与をした場合は、市条例違反になることに加え、県条例違反にもなります。しかし、市条例では、訓示規定であり処分規定までは設けていないので、愛媛県、県警察等と連携し、県条例違反で調査・勧告・公表等の行政措置が講じられることとなります。

問 4 1 「利益供与の禁止」について、県条例を適用した事例があるか

(答)

県条例では、暴力団の資金源対策の一環として、事業者による暴力団への金品などの利益供与を禁止し、暴力団員が利益供与を受けることも禁止しています。

平成22年8月、今治市のガソリンスタンド事業者が、暴力団組員と知りながら、数回にわたって今治市の山口組系暴力団幹部や組員の乗用車を無料で洗車し、利益供与を行い、組員側が利益供与を受けたことから、同年10月28日、県公安委員会が、今治市のガソリンスタンド事業者と指定暴力団山口組系暴力団員に対して、県条例に基づき、初の調査及び勧告を実施しました。

問 4 2 暴力団対策法の「不当要求行為」や「不当要求行為を要求する行為」と、本条例の「利益の供与の禁止」との関係は

(答)

暴力団対策法で規制される不当要求行為とは、暴力団員に対する利益の供与が実際にあったかどうかではなく、暴力団員が利益の供与を要求することそのものを示し、暴力団員のみを取締りの対象とし、事業者に対する取締りは規定していません。

他方、市条例では罰則規定はありませんが、市民等が利益の供与を行うことを禁止の対象とし、暴力団員が利益の供与を受けることまでは規定していない点で相違します。

したがって、理論上は、まず暴力団員が市民等に不当要求行為をし、それを受けた市民等が、この際、暴力団の威力を利用しようと企て、その要求に応じて暴力団員に

利益の供与をし、暴力団員がこれを受け取れば、その暴力団員は、暴力団対策法の不当要求の禁止となり、本条例の適用を受けないが、暴力団員に利益を供与した市民等は市条例の利益の供与の禁止（訓示規定）に違反することとなります。

また、実務上、暴力団対策法が適用されるのは、利益の供与をする市民等が、要求行為の被害者となる場合のみであり、いわゆる共生者のような暴力団に積極的に資金提供しているような場合は一切適用されません。

本条例ではこうした暴力団対策法で規制できない利益の供与をカバーする目的もあります。

【第10条関係】

（祭礼等からの暴力団の排除）

第10条 市は、市が主催し、又は共催する行事から暴力団を排除するために、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、市内において開催される祭礼、花火大会、興行その他の公共の場所に多数人が特定の目的のために一時的に集合するような行事の主催者又はその運営に携わる者に対し、暴力団を排除するための措置に関する必要な指導又は支援を行うものとする。

問43 市主催の祭礼等の行事や共催の行事には、どのようなものがあるか

（答）

実行委員会形式のものも含め、花まつり、住吉まつり、中山及び双海の夏祭り、なかやま栗まつりなどがあります。